# 第36回道州制特区提案検討委員会 会議録

日 時: 平成22年4月26日(月) 10:00~12:00

場 所: 北海道労働委員会会議室

出席者:

(委員) 井上会長、五十嵐委員、竹田委員、河西委員、宮田委員、湯浅委員

(事務局) 高橋知事、多田副知事、山谷総合政策部地域振興監

総合政策部地域主権局 山本局長、斎藤担当局長、本間参事、伊藤参事

#### (事務局)

おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から第36回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。 それでは、議事に先立ちまして高橋知事からご挨拶がございます。

### (高橋知事)

おはようございます。

井上会長をはじめ委員の皆様方には、日頃から道政の推進に大変にお世話になっている ことを心から御礼を申し上げたいと思います。

今日 36 回目を数えます道州制特区提案検討委員会が開催されますこと、そして私は、冒頭に参加をさせていただき一言改めてご挨拶を申し上げたいと思う次第であります。

これまで道州制特区の提案につきまして大変皆様方の活発な熱心なご議論をいただいてきたところで、本当に御礼を申し上げる次第でございます。

道庁サイドも担当が変わりまして、副知事は多田でございます。彼は、地方自治の分野では経験豊富な人間でございます。また、山谷地域振興監でございまして、こちらの担当でございます。担当局長は、美唄の副市長をやっておりましたので道内の市町村のことはよくわかった人間でございます。こういう新しい体制のもと皆様方とさらに議論を深めていきたいと思っているところでございます。

ここまで道州制特区法に基づきまして平成 19 年度から 26 項目の提案を行ってきたところでございます。このうち 18 項目について国において権限移譲、あるいは規制緩和などの措置が取られ、地域主権、あるいは道州制の議論についてこれまで役割を果たしてきている。このように認識をいたしているところでございます。

そしてこの 4 月からは、これまでの支庁制度に変わりまして道内に新たに総合振興局および振興局の体制がスタートしたところでございます。道内各地域から政策提言できるような仕組みづくりを改めて行ったところでありますので、今後は地域から寄せられる様々な提案をご検討していただくことを期待するところです。

道内、食なり文化なり、様々な他の地域に比較優位する特長を有しているところでござ

います。ぜひ、この道州制特区の提案により、こういった北海道の特長というものをさら に高めるようなそういったご提案を私としては望むところでございます。

もうひとつは、せっかく道州制特区は、北海道が唯一の現時点における提案団体でございますので、全国に先駆けるようなモデル的な試みになるような、そういったご提案をぜひご検討いただければと思う次第でございます。

これからもまた、皆様方はお忙しいところではございますが井上会長をはじめ委員の皆様方には積極的・活発なご議論を心からお願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

知事は、このあと所用がございますので、大変恐縮でございますがここで退席をさせて いただきます。

本日の委員会でございますが、委員 7 名中南部委員が欠席との連絡をいただいております。本日は、6 名の委員の先生方でご審議をしていただくことになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、先程知事のほうからご紹介がございましたが、本日は多田副知事が出席しております。せっかくの機会でございますので副知事からも一言ご挨拶をいただきます。

#### (多田副知事)

先程ご挨拶をしましたので、改めておはようございます。

いろいろと勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

副知事は、委員会終了まで出席する予定となってございますのでよろしくお願いいたします。

次に、4月の人事異動によりまして事務局の体制が変わりましたので私から紹介をさせていただきたいと思います。

総合政策部地域振興監の山谷でございます。

次に、新たに道州制特区を担当することになりました地域主権局参事の伊藤でございます。

申し遅れましたが、私は同じく道州制特区を担当することになりました斎藤でございま す。

これから会長をはじめ委員の皆様には何かとお世話になるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは井上会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### (井上会長)

早速でございますけれども、これから議事に移らせていただきたいというふうに思います。

先程もありましたけれども、先程高橋知事および多田副知事からご挨拶を賜ったところ でございますけれども、誠にありがとうございました。

また事務組織が新たに人事異動で人が入れ代わったというようなことがありますけれども、新しい年度のはじめということでもありますので、是非フレッシュな感覚で新たに私どもに与えられた課題について取り組んでまいるということでございますので、是非ご協力方よろしくお願いしたいというふうに思います。

知事のほうから話がありましたように地域のニーズ、道民のみなさん方それぞれのニーズということをふまえながら道州制に繋がる提案というかたちで組み上げてまいりたいというふうに思います。

前回第35回、3月26日に開催した委員会で実質的に第5回の答申に向けての実質的なスタートを切ったということでございます。この委員会そのものは、道民のみなさん方からいただいた提案をベースに、できるだけ多くの声を国政の場にあげるというようなかたちをとっております。

これは、私が日本経団連その他にお話しに行くときにも、経団連が考えている、あるいはその他の地方が考えてそして議論をしているトップダウンというかたちではなくて、ここでは完全なかたちで、ボトムアップというかたちをとっております。

この意味は、そのトップダウンで非常に立派な案を押し着せのように目線でやってみても地域主権型道州制というのは、その担い手が道民のみなさん方お一人お一人ということでありますから、実際に施行されて機能していくためには、道民のみなさん方の役割、あるいはその理解というものがなければ動いていかないということで、そういうことをふまえながらここではやっていきたいというふうに思っております。前回、あるいは今回の議論も、いろいろな方々から少し小粒だねというふうに言われるけれども、小粒であってもなんでも道民のみなさん方からあげられた提案を真摯に受け止めながら整理し議論していくということでありますので、その点はみなさん方に改めてご理解をいただきたいというふうに思います。

配布されております資料の 1 をご覧いただければよくわかるのではないかというふうに思います。

ここに記載されております案件についてですけれども、まず委員会としては、これまで 第 1 次整理ということで道州制特区によらなくても対応できるもの、そして道州制特区に よらなければ対応できないものというようなかたちで、まず第 1 次整理では 2 つの項目に 別けてまいりました。

そしてその後、第 2 次整理ということになりますけれども、今後検討していく道民提案 というのがここに書かれてある通りでございます。道民提案、新規の案件が 15 件ありまし た。さらに継続審議案件として道民提案が 3 件ありました。さらに庁内、道庁のほうから ご提案のあったものが 1 件ということで、全体としてここには 19 件の案件が記載されてお ります。

このうち、この右側のところに第 35 回ということで、中ほどに 3 つ○印がついております。小分類でいいますと、市民活動・ボランティア活動の活性化ということで、これらの件につきましては前回の委員会で参考人に来ていただいた上で皆様方で審議をしてまいりました。これらについては前向きに対処していこうということになっております。

本日は、さらに右側にあります第 36 回というところで、ここでは 12 の〇印がついているわけでございます。これらを中心に今日この場では、今日は時間が 12 時までということになっておりますけれども、審議してまいりたいというふうに思っております。

まず、みなさん方でご意見・ご質問をいただき集中的に審議をしてまいる前に、事務局 のほうからそれらの提案について説明をしていただきたいと思います。

それでは事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

#### (事務局)

それでは、これから資料 2 によりまして特区提案として検討すべきものにつきましてその内容をご説明させていただきます。

まずは、前回 3 月 26 日の提案検討委員会でご審議をいただきました NPO 関係の項目につきまして前回の議論の概要につきましてご説明を申し上げます。

8ページをご覧ください。276番、認定 NPO 法人制度の認定要件でございます。

そこの右側のほうに、表の中に書いていますが、前回のご議論のまとめを論点整理として記載をさせていただいております。ポイントといたしましては下 3 点、①②③と記載させていただいております。認定 NPO 法人の認定を国税庁から北海道に移す。認定基準については、北海道に裁量権を与える。認定 NPO 法人の税制優遇を公益法人と同程度にする。この3つを国に提案してはどうかということでございました。

今後の対応といたしましては、ご提案のあった 3 つのポイントにつきまして今後検討委員会で議論を深めていくということになったわけでございます。

次に9ページをご覧ください。227番、NPO バンク支援でございます。これも議論の概要を右下のほうに論点整理として掲載させていただきました。

審議の中で国でも見直しを検討しているので国に先駆けて提案してはどうかというご意 見もございました。

今後の対応方法でございますが、改正貸金業法が目前の6月18日に本格施行されるということが正式に決定をしてございます。また国におきましては、全国NPOバンク連絡会から提出された要請書ですとか連絡会から直接意見聴取されましたその結果などを踏まえまして現在内閣府令案を作成中でございます。3月下旬の段階では、その府令案の原案には、生活困窮者向けの融資をしているNPOバンクに対する適用除外というものが書かれてお

ります。それ以外の NPO バンクについては書かれておりませんでしたので 3 月 29 日に NPO バンク連絡会が金融庁政府三役に対しまして NPO バンク全体を適用対象外とする府令の改正をしてほしい旨の意見書を出しております。

4月2日に行われました金融庁の政策会議におきましても NPO バンク全体について対応 促進してほしいという要望も出されております。

4月14日の政策会議におきましては、NPOのいろいろな取り組みに貸し付けをするということは、民主党が従来から主張してきたところであるのでしっかりと取り組んでほしいという意見も出されておりまして、大塚副大臣はその方向で検討すると回答したと副大臣ご自身が記者会見で述べられております。

このようにこの問題につきましては、現在国において解決に向けて真摯に取り組まれて おります。

府令の改正の最終案は、連休前後には出されるものと思われますので今後の対応としては、今後示される国の結論を待つことにしたいというふうに思っています。

とりあえずこれで終わります。

### (井上会長)

今事務局のほうから前回この場で審議しました案件、つまり NPO 法人制度の規定要件、あるいは NPO バンクの支援等々に関するテーマについてその後の進捗状況、国レベルでの議論の推理ということについて説明がありました。今の段階で何かご意見・ご質問があればお願いします。

そうでなければ、本日これについて仔細な議論をするということにはなっておりませんので、前回この場で出しました一応の結論というものをふまえた上で今後の国レベルでの議論の推移を見極めながら私どもが道州制特区提案検討委員会としてどういうような提案を第 1 段階として知事に諮問するのか、答申案をつくるのかということをふまえながら、事務局においては、そこをご準備いただけるようにお願いしたいというふうに思います。

それをふまえた上で本日の第 36 回の案件について逐一説明をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

それでは、次に今回新たに特区提案として適宜検討すべき項目につきましてご説明をさせていただきます。

提案項目の数が 12 項目と多くございますので本日は、4 項目程度ごとにまとめてご説明をしたあとにご審議をいただいて次の 4 項目に進んでいくというかたちで進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料 2 の 1 ページでございます。 269 番、携帯型心電計に関する使用制限緩和についてでございます。

提案の概要でございますが、自分で簡単に心電図測定ができる携帯型心電計というものが厚労省の医療用具の承認を受けて市販をされてございます。この心電計を介護福祉士の方やヘルパーの方が訪問介護の際に介護を受ける方に使用できるようにするということでございます。その上で通信ネットワークシステムの導入などで心臓病の早期発見・適切な治療を行うということでございます。

事実関係等の整理欄をご覧いただきます。携帯型心電計につきましては、自分自らが使用することを前提としてございますので、他の第3者に使用いたしますとそれは医行為である心電図検査にあたると解されております。従いましてお医者さんですとか看護師の方など、資格のある者以外は、検査はできないということになっています。

なぜこのような解釈になるのかといいますと、事実関係等の整理欄の下のほうに書いてございますが、介護の現場では、従前からどの行為が医行為にあたるかについて戸惑いがございました。それで、平成17年7月に厚生労働省から原則として医行為ではないと考えられるものが通知をされております。それによりますと、枠で囲ってございますが体温計による体温測定ですとか血圧の測定、軽微な傷の処理等の行為は医行為にあたらないとされたところでございます。

今回の携帯型心電計による心電図の計測につきましては、この通知の中には書かれていない。そのため現段階では医行為と解されまして医行為ができない介護士やヘルパーさんにつきましては、介護を受ける方に使用することができないということになるわけでございます。この提案を実現するために今考えられる手段手法といたしましては、心電図検査について医行為にあたらないというふうに国のほうで整理をしていただいて通知を出してもらう。こういうことにより可能になるのではないかというふうに考えております。

メリットですが、介護士が訪問介護時の携帯型心電計の使用によりまして心臓病の早期 発見・治療に役立つ可能性があるということです。

デメリットですが、医学的知識や技術のない者が検査を行うことによって健康被害が生 じるということがあるのではないかということでございます。

なお、過去に今回と類似の提案がございましたので、事実関係等の整理欄の下のほうに 当時の検討状況を参考として記載させていただいております。提案の内容でございますが、 在宅介護の場合に介護福祉士が一定の要件のもとで医行為であるたんの吸引や経管栄養を できるようにするというものでございまして、本委員会の五十嵐委員からのご提案でございます。

そこにあります通り 25 回から 28 回まで 4 回にわたりまして委員会で審議が行われましたが、看護協会のご了解をいただく必要があるということなどから一旦審議終了となってございます。

なお、本年 4 月からは特別養護老人ホームの介護職員につきまして一定の要件のもとで たんの吸引と経管栄養を行うことが可能となってございます。

次に2ページをご覧ください。270番、農用地の活用でございます。

提案の概要でございますが、田んぼや畑として再生することが難しい耕作放棄地、これは道内に多いということで、農用地に指定されているので他に転用するのが難しいケースが多い。土地を有効活用するためにも市町村にもっと権限を移譲するべきではないかという内容でございます。

事実関係などについてでございますが、法律上農用地区域の設定や変更につきましては、 市町村の権限となっております。農用地区域から除外をするためには、その土地が法律に 掲げる 5 つの要件を全て満たしていることが必要となるということでございまして、事実 関係整理欄の中ほどに点線で囲ったところが 5 つの除外要件の部分になっております。

5つの除外要件を全て満たさなければなりませんので、提案の趣旨を実現するためには法律の5つの除外要件を緩和する必要があるのではないかというふうに考えております。

この農地の関係につきましては、平成 20 年 3 月の第 2 回の特区提案で農林水産大臣の権限でございます 4 ヘクタールを超える農地の転用許可につきましてその権限を知事に移してほしいという提案を国に対して行ったところでございます。事実関係の整理欄の下のほうに過去の類似提案とございます。提案当時、国のほうでは農地法の改正を予定してございました。そういったことから道の特区提案に対しましては、新しい農地法などの施行のあと 5 年を目処といたしまして改正された法律の施行状況といったものを勘案して、改めて検討するという国の対応方針が示されております。

また現在、この整理案の真ん中程にございますけれども、現在 2 ヘクタール以下の転用 許可事務につきましては道から市町村に権限移譲が進められてきてございまして、そこに 記載してございます通りこれまで多くの市町村に権限が移譲されてきております。

実現するために考えられる手法としては、農業振興法の改正等を行いまして除外要件を 緩和することでございます。

実現した場合のメリットとしては、地域の実情に即した土地利用の促進が図られる。

デメリットとしては、農地が逆に安易に転用されて農業生産が縮小してしまう可能性が あるということでございます。

次に3ページでございます。271番、企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充でございます。

この概要でございますが、まずは現行法に基づく取り扱いをご説明申し上げます。企業 立地促進法という法律に基づいて基本計画を定めた地域に立地した企業に対しまして国税 とか地方税において税制上の優遇措置が講じられる仕組みとなっております。

合わせて地方自治体がこの立地企業に対しまして地方税を減免した場合、減免額の 4 分の 3 が普通地方交付税により補填をされるという仕組みとなってございますが、補填の対象となる業種が法令で定められております。従いまして法令で定められている対象業種以外の業種の企業を基本計画に搭載して地方税を減免いたしましても交付税による補填はなされないということとなってございます。

従いまして、そのような場合においても交付税による補填が可能となる仕組みに変えて

ほしいということでございます。

事実関係の整理欄に過去の類似提案が書いてございます。第 1 回の特区提案で課税特例 の適用対象業種を道条例で地域が独自に決定できるようにするという提案を国にいたしま した。

国の対応方針といたしましては、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論をふま えて継続検討するとされてございます。

対応方針の背景欄に書いてございますけれども、国との協議におきましては、国から国税の減収につながる事項を条例で定めること、それと地方交付税を特定の団体の判断で配分するとされること、いずれも実現は難しいという旨の意見が示されたところでございます。

実現するための手法としては、企業立地促進法の改正でございます。カッコ内の内容を 法律に書き込んでもらうということが書かれてございます。

メリットでございますが、道内の企業立地の促進、市町村財政への寄与が期待されるということでございます。

他にも税関係の提案がございますので合わせてご説明をさせていただきます。

申し訳ないのですが 10 ページをお開きください。278 番、法人税率と贈与税率の特例の 提案でございます。これは、企業誘致や所得のある高齢者の移住を促進させるために法人 税率の減免、贈与税率の減免といったものを行ってはどうかという提案でございます。

個人に関する税におきましては、先程ご説明いたしましたように既に企業誘致促進法など法人税の特例として講じている例がございます。これらの納税義務者については、贈与によって財産を取得した者が納税義務者でございますので、贈与税を免除しても贈与を行う人の税に直接つながるものではないということもあるわけでございます。

提案を実現するための手法といたしましては、法人税法ですとか贈与税率が記載されている相続税法の改正をいたしまして北海道においてはそれぞれ減免措置を特例的に設けることができるような条文を作るということになるのではないかというふうに考えてございます。

メリットでございますが、法人税率の減免というのは、企業の誘致促進につながる。

デメリットでございますが、特例である法人税・贈与税の税率については国全体の税体系の中で進められていくものでございますので、地域ごとに個別に決められるものではないということでございます。

以上、4項目ご説明をさせていただきました。

#### (井上会長)

ありがとうございました。

只今、事務局から 12 案件、本日議論を予定しているものでありますけれども、そのうち 4 件についてとりあえず説明をいただきました。

只今の件について今後さらに議論を深めていくか、あるいはここの段階で一応本棚に納めるというような手続きをするか、あるいは参考人を呼んだりするようなかたちでもっと 多面的に議論を重ねていくというようなこと。これらについて先生方のほうからただ今出た4つに関してご意見等々を頂戴したいと思います。

どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。 宮田委員、どうぞ。

### (宮田委員)

ありがとうございます。

最初の携帯型心電計に関する使用緩和ということです。これは、我われとしては心電計についてのことになると思いますけれども、提出されている方の考え方からすれば、遠隔でも要するに心電計のみならず、他にもいろいろな医療機器、計測器、そういったもののデータを取って送るとか、あるいはそれを、この下のほうの概要に書いていますが、情報通信のネットワークで結んだ、要するに目指しているのは心電計を使ってただこれをやるということだけではなくて、やはりもっと効率的な、あるいは住民サービスに寄与するような、日本でも先を行ったような医療ネットワークをつくれるような規制緩和というところを私としては読み取りたいと思っております。この辺をもう少し、心電計のことだけだと、これを特区提案に出すというのはもったいない話で、さらにそれを拡大した北海道における広域分散型の地域の中での情報ネットワークですとか医療ネットワーク、それから取り扱われるような付帯するようなことを含めた医療の情報通信ネットワーク特区的なものに考えていくことはできないだろうかというふうに、これを読みながら思いました。

単にこれだけの心電計のことだけではないように文脈からも読み取れるなと感じておりまして、もう少しこれを検討してやっていくとよい提案になるのではないかというような気がいたしました。

# (井上会長)

ありがとうございました。 その他ご意見をいただけますでしょうか。

### (河西委員)

私も資料2の携帯型心電計の使用に関してです。

基本的に宮田委員と同じような意見でございます。こうした高度な医療を進めていく上でこうした規制緩和というのは必要だと思います。

それと、もう一方で現在看護師の不足というのがあります。これからの高齢社会において看護師が十分な数がいない。そのときに実際に高齢者と接するこういった介護福祉士の 医療行為、この部分を規制緩和しておかないと実際に様々な健康的な課題を抱えている高 齢者の方々の健康を支える、そのようなところで問題が生じるかと思います。

ただ私も同じ意見で、心電図だけの話ではなくて、たとえば幅広く高齢者に対する医療 行為の部分でもう少し適用範囲を拡大するという方法で検討したらどうかということです。 そしてもうひとつ質問があるのですが、審議経過というのが書いてあります。看護協会 等の了解を得る必要があるということで実際どのような話し合いの進捗状況なのかという のが質問としてあります。

よろしくお願いいたします。

#### (井上会長)

わかりました。

今の件は、後程一緒にお答えいたします。

五十嵐さん、今の件、ご意見はないですか。

#### (五十嵐副会長)

過去の経緯は、資料もありましたけれども、あとで道のほうからでもいいのですけれども、ここで一言過去のことを言っておくと、この心電計の話ですけれども。要するに特区提案として介護福祉士の業務拡大だけではなくて、河西先生がおっしゃったように地域には医師も不足、看護師も不足、あるいはコメディカルのスタッフが不足しているという状況の中でどのような体系を組んだらいいのかという議論をすべき。医師の業務で看護師ができることは看護師、看護師の業務で介護福祉士ができることは介護福祉士、それでコメディカルのスタッフがそこでどうチームを組むかという、そういう特区提案を準備していこう。

ただ特区提案はどうしても 1 本 1 本になってしまうという経緯があって、なかなかシステム全体としての提案がしにくかった。その中で医師会からは、医師が行う行為については看護師が行うことは危険が大きい。看護協会からも同じようなご意見があったということで、ちょっとそこで審議がストップしてしまったという経緯があります。

この件につきましては、従って一つだけの提案ではなくて、やはり医療全体の仕組みとしてどう提案するかということが重要だと思っていますし、今回おそらく、前回もそうだったのですが高齢者ばかりではなく障がい者が地域で暮らすためにも医行為、「医行為」と言ってしまうとあれなので、何でしたか、ごめんなさい、言葉は忘れましたけれども、その介護福祉士ができる範囲というものを、ある一定のレベルを満たした者という条件付きで検討していこうということが必要かと思っています。

さらに通信ネットワークを広げるということでは、遠隔医療そのもののあり方ということも特区の中で考えていけるといいと思います。

以上です。

### (井上会長)

ありがとうございました。

だいたい今ので答えになっているのではないかと思います。

若干論点、今まで出てきているのが、この 269 の携帯型心電計に関する使用制限緩和というところであります。

先程あった質問に関しては、特に看護協会等の了解を得る必要があるというようなこと。 ここについて審議の経過というのは、ひとつは医師においても看護師においても量的には 不足はしていないということがいろいろなかたちでこの場で業界の代表者から言われたこ とがあります。

さらに、たとえばここで問題になっているのは、たんの吸引と経管栄養のところです。 これは、やはり医行為ということで医療従事者以外の、特に医師のいないところでこれを やるということについてはいかがなものかということで強い意見が出されて、その後、特 区検討委員会の中では答申の中に盛り込まなかったということがあります。

ただ、若干シフトしますが、ここの今提示されている問題についてどのように扱うかということ。いくつかとりまとめの仕方があると思うのですが、ひとつは元々原点に返って269の案件を特区提案の中に盛り込むかどうかということがひとつ。

あとひとつは、改めて 269 の今申し上げた携帯型心電計に関する部分と、プラスたんの 吸引・経管栄養のところを含めて特区提案として提案する方向でいくのか。これは、いず れにしても後ろのほうのところというのは、特区提案によらなくても国レベルでその条件 が緩和されるという方向にあるので、1 と 2 というのは 269 の提案を主にしたものにならざ るをえない。

そうなってくると 269 というのは、原則として医行為ではないと考えられる。たんの吸引というのとは違って携帯型心電計というのは医行為として原則として考えられないというところ、体温測定とか血圧測定と仕事だからどこがどう違うのか。もし誤って計測したときに何が問題になるのかというようなこともあるので、この 269 というのは比較的まとめやすいのかなというふうには思っています。

あと3番目のところは、冒頭に宮田委員等々からありましたけれども、高度医療ということをふまえた、つまりもう少し広い範囲で北海道の地域医療を立て直すというような観点から高度医療に関する特区提案としてまとめていったらどうかというような話があったということです。

ただ、私があまり意見をいうとまずいのですが、私どもは今この第 5 次提案として目途にしている時期というのは、おおよそ 7 月、遅くとも 8 月の初めにまでということでなければタイムスケジュール的には道民の皆様ともパブリックオピニオンといいますか、意見をヒアリングして、その後議会に持っていくというためには、やはり 7 月の然るべき時期までに答申を知事に渡すというところまでいかなければいけないので、かなり大きなテーマ、重要であるけれども大きなテーマになった時にどのようになるのかというところがあ

#### ります。

ですからこの 269 を 1 本、あるいはプラス $\alpha$ であげていくのか。あるいは、それは置いておいてもう少し別途高度地域医療のあり方ということを考える中で特区提案に収斂していくようなものを考え続けていって、第 5 次提案に入らなくてもいいのか、そのようなところに絞られるのではないかと思うのです。まとめればそういうことになると思うのですが、ご意見いかがでしょうか。

### (五十嵐副会長)

先生がおっしゃった高度というのは、高度でなくてもいいかなと思っています。

要するに医療の情報通信ネットワークを活用した医療の仕組みというかたちで、高度でなくても、必ずしも高度ではない。こういう心電図ですとか血圧については、そういったものが情報通信に流れる仕組みを構築するのだということでいえばそれほどハードルは高くないのかなと思っていました。

### (宮田委員)

答申に間に合わなくてもそのようなかたちで目指していく方向で考えたらどうかと。

### (井上会長)

269 は置いておいてなのか、7月の時間に間に合わなくても、要するにしばらく経って第6次になるかもしれない中にこの269を取り込んだかたちでの特区提案にするのかということですよね。

#### (五十嵐副会長)

この健康被害が私には今ひとつよくわからないのです。医行為であるかどうかということの中には、判断は求めない。当然ですけれども投薬もそうなのですが、薬の管理をするのではなくて薬を飲んだことを確認するぐらいの、今は介護福祉士に許されていることで非常に微妙な線引きというのがあるわけです。ですから、ここも携帯心電計は測るのだけれども、そのことは必ずどこかで医師が確認をし、判断しなければならないという仕組みがこの中でできるのかどうかということです。

それと通信を使うということで何か不具合があるのであれば、そこの通信を使うことの 不具合を修正するような特区提案ということができないかどうかということです。

欲張っているかもしれませんけれども、このことそのものが比較的問題がなさそうであれば次回までに両睨みで出していただければ時間的な感覚がわかるかと思うのですけれども、お願いしたいと思います。

### (井上会長)

ということで今五十嵐さんが、要するに両睨みといいますか、要するに 269 は 269 で基本的には進める方向でいくということ。

さらにこれも含めた、要するにもう少し広い意味での地域医療のあり方、高度がつく・つかないというのは、高度というのは宮田委員のほうで高度というふうに言われたのですが、もう少し原点に返ってという北海道らしい医療のあり方、これはもっといろいろなかたちでこれまでも議論がなされてきたので、もう少しそれらをふまえた上で医療のあり方というのを検討するというようなこと。ですから今日のところは 269 というのは進めていく方向で準備をしていくということ。

そして念頭には、少し広い範囲での地域医療のあり方というのを追求していって特区提案というものを探していくというようなこと。そういうことでよろしいでしょうか。

それで、これは議論を再度というようなことで、その他の提案はいかがでしょうか。

### (竹田委員)

他のというのはあとの3件ですね。

土地利用規制に関してですが、確かに放棄地が多くてというのはそうかなという気もするのですが、特に北海道の場合、典型例は富良野だと思うのですけれども、農地というのは、ある意味、食物生産基地であると同時に観光資源にもなり得るわけです。そうすると景観を、ある耕作放棄地が農用地でなくなることによってできる何かがあって、それが全体としての景観を壊すというようなことになると、これはまた観光資源という観点からすると、むしろマイナスではないか。あるいは放棄された場所が、ある意味自然に戻って、自然の風景としてなっていくのであれば、それはそれで観光資源になるのではないかと。農地は食物生産基地であり、観光資源でありという観点での景観の管理というほうがむしろ私は大事なのではないかと思っています。

それから、税の関係が 2 つありました。これは、いずれもそうなのですけれども、話としては交付税制度とも関連してくるので、これひとつを考えることそれぞれも大事なのですけれども、国との関係で税源をどうするのかという話、それから交付税の制度をどのように変えていくのか。国もこれから変えようとしているのでしょうけれども、そのあたりもふまえて議論をしなければいけないのではないかということを思っていました。

それで法人税率は、国内統一平均的にという話ですけれども、基本的にとはいえ、国内の中での競争的地位とか、特にアジア諸国間は競争がきついというのを考えると、これは法人税率が実行されることを含めて重要な問題ですので、是非取り上げるべきではないかというふうに思っています。

以上です。

#### (井上会長)

ありがとうございました。

その他のご意見はいかがでしょうか。

#### (湯浅委員)

土地利用規制についてのところでの意見です。

耕作放棄地の農地の転用と書いてあるところは素晴らしい内容だと思います。現に農地 法への特区提案というのはこれからどんどん出されていくというふうに思っています。

ただ、これを読んでいて疑問だったのが、もう既にいろいろな農地法が改革されていっています。中程に「2~クタール以下の転用の許可は進んできている、権限移譲は進んできている」というふうに書かれています。私は、農地法の問題は確実に地域の問題だというふうに思っていて、地域に権限は移譲されていくべきだというふうに思っています。

ただ、やはり心配なところは、あまりにも急ぎすぎて大きな規模での農地転用が進んで しまったり、そこの地域によってきちんとした条件をどこかで把握できるような体制がと られているか、ということも心配のひとつなのです。

地域に権限を移譲してほしいというのは、ここをクリアしない限り、あまり早急な転用するというところは気をつけたほうがいいというふうに思っていました。

逆に 2 ヘクタール以下の転用の許可のものがまだまだ移譲できていないところもあるということも確かなのだなというふうに思うので、この辺をもう少し地元が確認できるようになること。農業委員会を含めその地域の中でそこをきっちりと把握できるところの体制づくりも合わせて必要かというふうに思いました。

以上です。

### (井上会長)

ありがとうございました。

その他ご意見・ご質問いかがでしょうか。

# (五十嵐副会長)

今の農用地の転用についてです。

ここに書いてあるメリット・デメリットがあります。これをクリアすることが本当にま さに地域主権型に移れるかどうかというところの瀬戸際ではないかといつも思っています。 当然デメリットで書かれているところの安易な農地転用を防ぎたいということは、これ はたぶん全ての委員がみんな思っていることであるのですが、これをずっとデメリットと している限り話が進まないといつも思っています。

今、湯浅委員等が発言されたこととたぶん同じような話なのかもしれませんけれども、 是非その転用の際のプロセスの明確化が必要かと。

制度というのは、制度の対象となるものしか規制ができないのですけれども、プロセスを規制するということはできないだろうか。どういう手順をとっていて、どういうことが

できるから規制緩和ができるのだ。モニタリングとかフォローアップも含めてそれが地域 にどういう影響を与えたのか。そこまでの我われとして地域主権型の道州制はここまで提 案するのだということができないかというふうに思っています。

これは次に間に合うかどうかわからないというふうに思っていまして、是非どこか地域でそういうことをやっているところがあるのではないかという気もしているのですが、あまりそういうことの情報はないのですけれども。少なくとも単純にそのものを認めるかどうかということではなく、認めるプロセスも含めて、その後のプロセスも含めてその農地転用がどう評価されたかということを地域でモデル的にやられてもいいのかなと。プロセス評価ということをひとつ念頭に置けないだろうかというふうに考えていますがいかがでしょうか。

# (井上会長)

その他のご意見はどうですか。

### (宮田委員)

ありがとうございます。

私も今プロセス、デメリットは全くみなさん共通だと思いますけれども、プロセス管理を湯浅さんもおっしゃいましたけれども、どこかできちんとしたかたちでの番人がいて、そこをちゃんとクリアしてきたかというプロセスが必要だということ。それから、やはり基本的には放棄地であっても使われるのであれば農地として使っていかなければならないということです。それが農地として使われない何かのプロセスがあるはずなのです。何かが障害になっていて、特に今の北海道の中で、たとえば企業の農業参入ですとか、あるいは法人の参入の障壁があるのかないのかとかを含めて、基本的には農地を農地として活用していくことが基本のプロセスである。

それがだめで、あるいは住民の生活においてこれに不可欠な要件があって、自治体とそれから道の最終的には知事の認可が出るというようなプロセスをもう 1 回整理してつくって、北海道らしい、要するにこれは放棄地がたくさんあって無様なかたちになってそのままになっているのを何とかしたいということだと思うのです。

基本は農地として使われるように、何か促進できるようなことを含めた検討がなされたらいいのではないかと思います。

### (井上会長)

その他ございますか。

#### (竹田委員)

おっしゃっていることはその通りだと思います。

どうするのかなと思った疑問がありました。つまり、普通の人に所有権がある耕作放棄 地、これに対してはつくれとか、あるいは美しくしろというようなことがいえるのかどう かはわからない。

たとえば国有地とか道有地であれば問題ないでしょうけれども、民有地に対して、放棄 していてもいいけれども、それは放棄するならするでもう少しきれいにやりなさいという ようなことがいえるのかどうか。それはどのように整理すればいいのかなという問題があ るなと思いました。

#### (事務局(山谷地域振興監)

一言だけお話しさせていただきます。私は、前職のときに土地利用計画推進局として担当しておりました。それでいきますと実は、土地利用計画基本法、全国の法律であってそれに基づいて都道府県段階で土地利用基本計画というのを定めます。最近のこの議論でいきますと環境であるとか、それから先程おっしゃられた景観、それから地域の安全・安心、災害対策、そうしたことを含めて土地利用の考え方について道で審議会を設けてご議論いただいて定めております。

それを今度は、市町村にご提示を申し上げて、市町村それぞれでその市町村の土地利用 計画というのを定めていただくことになっているのですが、まだ現段階で市町村で定めて おられるのは3分の1ぐらいだったかというふうに思います。

これは、道として啓発普及を図らなければいけない話ではあります。まさに先程おっしゃったプロセスを規制できないかということ。それからプロセス評価をどうするかというお話は、この計画を定めていく、評価をしていく段階で農地については農業分野で農地法に基づいて農地の転用も含めて土地利用のあり方について議論いただく仕組みがあります。海岸は海岸とか、いろいろあります。

まさにその評価も含めて、そして委員会が活性化していくことが、担当しているときに 大事ではないかと思っていたところでもありますので、ここでのご論議、そうしたセクションにもきちんとお伝えをして、またそうした観点から議論していただくようにしたいというふうに思っております。

一応仕組みとしてそうなっているということをご報告申し上げます。

### (井上会長)

ありがとうございました。 その他ご意見いかがでしょうか。

#### (河西委員)

ありがとうございます。

企業立地促進法を含めた税制とか交付税の問題についてです。

まさにその地域がどのような産業を集積して誘致をしたいのかというのは、地域ケアの 問題であるわけですから、地域主権の考え方からするとこういったことというのはまさに 地方におろされるというふうに思っております。

ただ問題は、先程竹田委員もおっしゃっていたように国税の部分、当然地方がその国税の税率を変えることができる。それによって国税の税収が減ってしまう。それをどうするのだという全体の税体系の問題がある。したがってこちらに関しては、国の税制改革を見て、ある程度こういった企業に関わるような税源が地方に移譲されるということ、そのような方向が見えてきた段階で再度検討してはどうかと思います。

# (井上会長)

ありがとうございます。

ただ今様々な角度からご意見をいただきました。少ない人数ですから私の意見も入れる かたちでお話をさせていただきたいと思います。

今河西先生をはじめとして竹田先生のところでも言及されましたけれども、事務局からお話があった後ろのほうの 2 つの件、分類でいくと 271 の企業立地促進法に関わる云々の件、さらに次の 278 法人税率と贈与税率の特例の件。これは特区提案として上がってくるぐらいですから道民のみなさん方は、これが足かせ手かせになっているのだということで切実な思いがあるということだと思います。

今委員の先生方からお話があったように、国税ということで税体系そのもの、そしてこれが実際に北海道経済、あるいは税収にとってどういう影響をもたらすのかというような部分もないわけではない。

ただ私としては、結論の部分は一旦本棚に置くというかたちでやれればというふうに思っています。

というのは、271 のほうで、これは3ページになりますが下のほうに過去の類似提案ということで、20 年 3 月の第 2 回の特区提案でほぼ同じような提案をしている。そのときに、これは企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論をふまえ継続検討をするということになっている。

同じような主旨で法律は違いますけれども 278 ということは先生方から言及がありましたように、国の税制改革のあり方というようなものをふまえながら特段の事情がない限り本棚に一旦しまい込むということが妥当なのではないかというふうに思っています。

それで、あと 270 のところであります。これも今の主旨からいきますと、これは農地転用に関する部分、改めて上がってきている提案の土地有効利用というのが、他に転用するのが難しいということ。他にというのは、もう農地ではない、他のところを考えておられる主旨が見て取れるわけです。2ページの下のほうにあります過去の類似提案でも、2へクタールを超え 4 ヘクタール以下というようなところについての提案で、これも農地転用許可制度については、新農地法の施行後 5 年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討

するというような回答を国からもらっている。ですからこれを覆すようなかたちでの強固 な提案であるということが必要だろうというふうに思います。

ですから、これも一旦ここでの議論、特に特区提案ということで続けていくのはいかがなものか。

あと先生方から出ていた部分で、やはりプロセス、あるいは地域におけるこういった問題の対応の仕方、あるいはその手続き、あるいはその許認可の部分の認めるプロセスというものをどういうふうにするのかというのは、先程山谷地域振興監のほうから話がありましたけれども、実は市町村レベルにおろしていて、むしろ今は動きを待っている、あるいはもっと積極的に活発に動いてくれればということで少し指導していきたいというようなことでありました。ここはそういうかたちで括っておくのかなというふうには思います。

ただ、片方でここは非常に大事な問題で、将来また別なかたちでの特区提案につながってくる可能性もありますので、引き続きこのプロセス、プロセスという言葉が出ましたけれどもそこの部分についてご検討いただければというふうに事務局にお願いしたいと思っています。

いかがでしょうか。特段なければ手続き的にはそのようにさせていただきたいというふうに思います。

4件説明いただいた中で一番最初の部分の269、これを詰めていきながらもう少し広い範囲での地域医療再生というところに関わる特区提案というものが複数出てこないか。それらが東ねられれば北海道の地域医療の再生のための、知事もおっしゃったように北海道は最初にやっているのだから、もう少しこれが全国のモデルになるように、そういうものができればいいというふうに思いますので詰めていくということで、そういうことでまとめてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、若干時間を気にしなければいけないのですけれども、次の部分をご説明いただきたいと思います。事務局のほう、よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

4ページをご覧いただきます。272番、地域観光の振興の提案でございます。

提案の概要でございます。地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をいたしますと旅行業違反となる。それで旅行業登録なしに地域で独自にツアーを組んで、旅客を募集したり集金することを合法的にできるようにすること。それとレンタカーのマイクロバスを利用し旅客運送をできるようにするといった内容でございます。

事実関係等の整理でございます。旅行業法では報酬を得て旅行業務を取り扱う。これは 運送と宿泊サービスの代理でございますが、それを事業として行うものにつきましては国 土交通大臣、または都道府県知事の登録を受けなければならないとされております。たと え小規模であってもバスなどを手配して旅程スケジュールを組んで募集を行って代金を徴 収するといった場合には旅行業の登録が必要であるということでございます。

旅行業を登録する場合には、営業所ごとに旅行業務取扱管理者という資格を持った方を 選任いたしますということと、一定の財産的基礎を有することが必要でございます。また 登録したあと、消費者保護のために一定額の営業保証金の供託、または旅行業協会への分 担金を納付しなければならないということになっております。

現行法で登録に必要となる基準資産額、それと営業保証金額をそこの整理覧に記載をさせていただきました。このような額が必要となるということでございます。

企画旅行をするということになりますと、2種までの資格がなければ企画旅行のツアーをすることはできないということになってございます。尚書きで書いてございますが、平成19年の法改正で3種の資格であっても営業所に隣接する市町村の範囲であれば現地における旅行を企画したり実施することができるというふうになってございます。

この提案を実現するために考えられる手法といたしましては、旅行業法の改正ということになります。たとえば、旅行業務の登録のハードルを下げるというようなことで旅行業務の資格を取りやすくするといった方法などが考えられるのではないかと思われます。

メリットでございますが、旅行商品の企画・販売が容易になる。

デメリットといたしましては、規制の緩和によりまして利用される方の保護、消費者の方の保護が損なわれる恐れがあるということでございます。

また2つ目の提案、レンタカーによる旅客運送のご提案です。有償で旅客運送を行う場合には、国土交通大臣からの許可を受けなければなりません。レンタカーによる有償旅客運送は法律上認められておりません。

実現するための手段としては、道路運送法を改正してそれを可能にするということでご ざいます。

メリットにつきましては、低コストでの旅客運送が可能となる。

デメリットとしましては、利用者の安全確保がなされないなどということが考えられると ころでございます。

次に5ページをご覧いただきます。273番、道路・河川に係る権限移譲でございます。 提案の概要でございます。国道・道道の管轄の違いで対応が異なって戸惑ったことから、 道路・河川管理に係る権限を市町村に一元化すべきではないかという提案内容でございま す。

事実関係の整理でございます。通常国道は国、道道については道が管理を行っています。 道路法の規定の中におきましては、札幌市のような政令指定都市につきましては道道の管理は市が行うことになってございます。政令指定都市以外の市につきましては、道で協議をして、道から道道の管理権限の移譲を受けることができるところでございます。町道につきましては、法律上道道の管理権限の移譲を受けることができないということになってございます。

それで道といたしましては、平成20年10月の第3回の特区提案におきまして国に対し

まして道道の管理権限を町村に移譲できるように道路法を改正してほしいという提案を行ったところでございます。国からは、平成21年度中に策定を予定している地方分権改革推進計画において具体的な内容を明らかにするという対応方針が21年3月に示されております。

その後、新政権になったわけでございますが、今年の夏にとりまとめられる予定の地域 主権戦略大綱及び地域主権一括法におきまして町村が都道府県道の管理を行うことができ るように法改正を行う予定とのことでございます。その法律改正がなされれば道道につき ましては希望する市町村へ管理権限を移すことが可能となるということになってございま す。

次に河川でございます。1級河川の指定区間外につきましては国が、1級河川の指定区間 と2級河川については都道府県が管理をしてございます。

国の地方分権改革の中でも河川の管理を都道府県に移管するというような勧告が出されておりますけれども、個別河川の地方への移管というのはなかなか進んでいないというのが現状でございます。

またこの提案の中には、市町村へ河川の管理を移管してほしいという要望もございますが、道路に関しましては市町村の要望、道道の管理権限を移してほしいという市町村の要望がございます。河川に関しましては市町村からの具体的な要望があるかどうかということについてはまだ私どもとして十分には把握していないというのが現状でございます。

実現するために考えられる手法でございます。道路法と河川法の中で管理権限を変えて いくということが必要となってくるわけでございます。

実現した場合のメリットといたしましては、市町村が道路や河川を一元管理することによりまして維持管理の効率化、経費の節減が図られるということ。

デメリットといたしましては、特に河川などでは、ひとつの市町村で完結するわけでは ございません。さらに下の市町村、下流の市町村につながっていくものですので、個々の 市町村でその河川を分断して管理した場合にどういった影響があるのかといったこと。ま た非常に大きな災害が起こった場合、財政的な裏づけですとか技術的な対応、そういった ものを今後さらに検討していく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

他にも同じような権限移譲に関する提案がございますので、合わせてご説明をさせていただきます。12 ページでございます。280 番、国からの権限・事務移譲の提案でございます。

提案の概要でございます。道の総合振興局に支部を設置いたしまして、国の陸運局です とか法務局といった事務を道に移譲して総合振興局の支部でその事務を取り扱うことがで きるようにするというものでございます。

事実関係の整理でございます。地方運輸局ですとか法務局の事務など、国の事務の大幅な道への移譲につきましては、国の出先機関の見直しに密接に関連するものでございます。 国におきましては、新政権となりまして内閣総理大臣を議長といたします地域主権戦略会 議というものを設置いたしまして、国の出先機関の改革につきましても本年の夏までに基本的な考え方をとりまとめるということとしております。それで現在検討が進められているところでございます。

また全国知事会におきましても、高橋知事もメンバーとなってございますが、国の出先機関原則廃止プロジェクトチームというものを設置いたしまして、国の出先機関の原則廃止に向けた検討を進めております。こちらも本年夏までに検討結果をとりまとめて国の戦略会議に提案していく予定となってございます。

この提案を実現するために考えられる手法といたしましては、国の出先機関を見直して 国の権限移譲を道に移譲するということでございます。

メリットといたしましては、地域の実情に応じた効率的な業務の提供を進めることができる。窓口の一本化で地域住民にとって利便性の向上が図られる。

デメリットといたしましては、事務の移譲を受ける際には、それ相当の財源や体制が道に移譲されることが必要である。それが確保されなければ円滑な事務の執行に支障をきたす恐れがあるということでございます。

申し訳ございませんが、次に6ページにお戻りいただきます。274番、地方自治法施行令 第158条における「寄付金」取扱いの特例(コンビニでのふるさと納税)でございます。

提案の概要をご説明する前に、まずふるさと納税制度について若干ご説明をさせていた だきます。

事実関係の整理欄をご覧いただきます。平成20年度の税制改正によりまして出身地など ふるさとを応援したいという納税者の思いを活かすという仕組み、いわゆるふるさと納税 制度というものが導入をされてございます。

ふるさと納税制度と申しますのは、個人が自ら選んだ市町村ですとか都道府県に 5 千円 以上寄付をした場合、所得税と住民税から一定の限度額まで税額が控除されるという仕組 みでございます。全国どこに住んでいても、全国のどこの市町村に対しても寄付ができる というものでございます。

今ご説明したように納税といってもこれは、法律上は寄付という扱いになっているわけでございまして、一方で地方自治法施行令第 158 条に地方公共団体がコンビニなどの私人に徴収または収納を委託することができる歳入の種類というものが定められてございます。その中に寄付金は入っておりませんので、現行法上、寄付金の収納を私人に委託をすることはできないということでございまして、この提案は地方自治法施行令第 158 条の中に寄付金を加えてコンビニエンスストアーにおいてもふるさと納税を収納できるようにして、道内・道外いろいろなところから寄付金が集まるようにしたらよいのではないかというものでございます。

これを実現するための手法でございます。地方自治法施行令の改正ということになります。

メリットにつきましては、収納する窓口が大幅に増えますので、ふるさと納税をする方

にとっては納税がしやすくなるということでございます。

デメリットでございますが、収納手数料などの道の費用負担というものがどのくらいになるのかということがあります。費用が少なくなってくれば寄附をいただいても手数料のほうがどんどん増えていってしまうことになるかもしれないということでございます。

以上4項目を説明させていただきました。

### (井上会長)

ありがとうございました。

事務局のほうから 4 件、ページ数でいきますと 4 ページ、5 ページ、12 ページ、6 ページ という順序で 4 件説明をしてもらいました。

これらの案件について今後さらに答申に盛り込むという方向性でいくのか、今の段階で本棚のほうに移すという仕分けをするのか、それらをふまえて先生方からご意見、あるいはご質問をいただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

### (宮田委員)

ありがとうございます。

まず4ページの観光振興の関係です。

意見としては、私はこれに反対でございます。やはりある程度の基準を満たした運営をその旅行ツアーというものが北海道で提供しなければ全体の北海道の観光イメージのブランドを傷つけることにならないとは限らない。この間の登山の旅行会社のように、あれは登録していなかったのです。それで登山旅行のツアーを集めたのです。そういったことがあってはならないということでこれは最低限、あるいは北海道ではもう少し観光のそういったものについては厳しくするなり、監視するなり、レベルを上げていくという努力をしているということが北海道のブランドになっているのではないかと思うので、そういった安易なかたちでのツアーの募集を緩和するようなことについては、私個人的には反対です。

### (井上会長)

ありがとうございました。

その他ご意見いかがでしょうか。今の項目、あるいはその他の項目で結構です。

# (河西委員)

ありがとうございます。

今宮田委員から非常に厳しいご意見が出ました。私はちょっと違った立場から話をさせていただきたいと思います。

今地域の資源を活用したエコツアーとか様々な、本当にその地域、地域といっても町村

ぐらいの範囲でのツアーを企画して実際にやりたいというような NPO 法人、もしくは観光協会の話を聞いているのです。

そういった方々がやるツアーに関していえば、まず今回出てきているような経済的な基盤、これに関しては実際に彼らがやろうとしている、考えているようなツアーというのは それほど金銭的に大きなものではないのです。

ですから、そういった意味では、ある程度限定した範囲の中では果たして、たとえば財政的基礎が 300 万円、営業保証金が 300 万円というのは、これがいいのかどうかというところで私はいいのではないかと思います。

ただ、宮田委員がおっしゃるような質的な問題、この質的な問題というのは、必ずしも 経済的なところと関わるのか。経済的なところで関わるとしたら、たとえばツアーを組ん でお金をお客さんからいただいて倒産してしまった。そのようなことがないようにという ようなところでこういったものというのができているのではないかと思うわけです。

したがって、その質的な部分の担保に関しては、必ずしもこの要件とトレードオフとして考えなくてもいいのではないかというふうに思います。

### (井上会長)

ちょっとよく整理ができないのだけれども、今おっしゃっていることというのは、これは特区提案としてあげていく、方向性としてはそのような方向で検討したらどうかということのお話であったということですね。

#### (河西委員)

そうですね。

### (宮田委員)

むしろエコツーリズム特区というような。

#### (河西委員)

そうですね。

### (井上会長)

その場合は、お金の話が出ましたけれども、旅行業法の改正というのはそちらのほうが 伴うわけですね。そこに近い湯浅委員、どうですか。

#### (湯浅委員)

実は、とても迷いながら説明を聞いていました。

ただ、あとで川の話なども出てくる中で、素人ながら考えたときに、これらの提案は暮

らしの中に密接で、これが改善されることによってより豊かに、幸せに暮らせるのだろうかということをひとつの基準にしたいと思って話を聞いていました。

そういう意味では、観光のところは身近なので考えやすいと思って今お二人の意見を聞いていました。私は、小さな個人の旅行業をやっている友達もいるし、あとエコツアーなどを考えている地域の方たちとも知り合いです。そのように考えたときに、いろいろなタイプの旅行が出てきたり、様々な体制があったりする中で、こういう旅行というのは常に危険性を伴い、リスクを背負う。そのときにきちんとそこを最後まで責任が取れるような体制が地域でエコツアーをやりたい方たちのところで、そこまでリスクを背負えるだろうかと思うのです。

逆に地域で何かをやりたいと思ったときに、この提案にあるように旅行業を仕事としてきちんと勉強して、資格を取った方たちと連携してより質のよいものにしていくというのもひとつの手です。私たちは、ひとつひとつのことの専業になるということだけではなくて、いろいろな人たちと繋がる必要があるので、自分たちが何もかもこのようなものまでできるようになるよりは、地域で旅行業を取った方たちと一緒にツアーを組むほうが、受けるほうも来るほうも安心ではないかと今思いながら聞いていたのです。

ただ質の向上は、どちらにしても必要なことです。それは考えていかなければいけない ことなのですけれども、あまり安易に旅行業というものは、いろいろな人たちが取れるよ うになるのは逆にちょっと不安かなと思って聞いていました。

### (井上会長)

ありがとうございました。

今、お三方からご意見が出ました。これらについてさらにご意見、あるいはご質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

賛否というかたちに意見がわかれているわけですけれども、ここの点はそれほど時間を かけて対応しなければいけない、時間が必要だということでもないだろうと思うのです。

これは今回あった議論をふまえてみなさん方で改めて様々な角度からご検討いただいて、 次回にでも冒頭で採決を取って進めていくか、進めていかないかというような判断をさせ ていただければというふうに思います。

それで、そういう中でどうしても必要であれば参考人の意見をお聞きするというような ことも考えていいと思います。そのほうがよければ私なり事務局にいっていただければと いうふうに思います。

実際に私個人的には、これは道州制特区の提案としては若干厳しいのではないのかというふうには思っています。

どうしても必要であれば誰かが第 3 種というのを取ればいいわけで、そのときに供託、営業保証金が 300 万円で高ければ、そこのところは何らかのかたちで、基準がどうしてなっているのかということはあるけれども斟酌すればいいわけです。この条件の緩和という

のがエコツーリズムを含めて北海道はというのは、将来のそういった部分の産業の発展に おいてはプラスにもなる。また、ちょっとした事件や事故をきっかけにして全く逆の評価 に変わってしまう可能性もある。そのあたりのところも含めてご自身の意見をとりまとめ ていただいて、次回の委員会で冒頭にご意見を賜って処理をしたいというふうに思います。 それ以外のところはいかがでしょうか。

一番厳しいのは今の点だというふうに思って、これを延々とやっていたら先へ進まない ので、一応まとめさせていただきます。

それ以外の部分、道路・河川に関わる権限移譲、あるいは国からの権限・事務移譲、そ してコンビニのふるさと納税を可能にする提案です。

いかがでしょうか。

# (竹田委員)

道路・河川については、これは質問になるのですけれども、自分の問題なのですが、石 狩川水系流域委員会というのがあったと思うのです。

一番よい解決方法は、流域町村の事務組合をつくってというのが一番よい解決方法なのですが、事務組合というものがなかなかうまく機能しない。そういうことが現状としてあるのでどうかと思うのですけれども、河川については確かにその市町村によって分断されてという話はそうなのですけれども、そこは市町村という考え方ではなくて、むしろ水系とか流域という考え方でやるべきだろうというのが 1 点です。それを道州制としてどう考えるかはわかりません。

それから6ページのコンビニ納税については、最終的には先程お話がありましたように、 費用がどれぐらいになるのかというところとの関係だと思います。実は、このふるさと納 税制度というのは、文面としては前回の NPO のものと一緒だと私は思うのです。つまり寄 付文化というものが日本では昔からあると思うのですけれども、いわゆる意志のあるお金 の流れをどうやってつくり出していくかというところと関わっている。

さらにいえば、これは確かに最初の発想としては自分の出身の市町村・都道府県というところなのかもしれませんが、ある意味自分たちがこういう競争的な政策をやっていますということで全国から出資者を募る。そのように考えれば、あとは費用との関係でできるのであればやってもいいのではないかというふうに聞いていて思いました。

あと1点の12ページ、これをやらないとどうしようもないでしょうというのが私の最終的な意見なのです。あとは時間的に平行してやっているのでということですけれども、法務局についてはわかりませんが、特に運輸局、それから経済局のあたりはこちらに持ってこないとしょうがないのではないでしょうかというのが私の単純な意見です。

#### (井上会長)

ありがとうございました。

その他の委員の先生方でご意見等があればお出しいただきたいと思います。

# (五十嵐副会長)

ちょっと記憶に薄れたので質問なのですが、道路の件です。

前回提案して、奈井江町の除雪の関係でこれを提案しまして認められたといいますか、 全国的に措置したという経緯があるのです。そこと多くの違いと、それからそのときにふ と思ったのが、町で、あのときは奈井江町と隣接の町村と連携をしながらやっていくとい うようなことをおっしゃっていたような気がするのです。それを国道や道道が、町村が管 理をするときの隣接の市町村との連携の状況というのは今現在どのようになっているのか わかれば教えていただきたいのですが。

# (事務局)

奈井江・浦臼につきましては、平成19年度から道道の部分的及び除雪の委託でございまして、権限の移譲ではなくてそのものの委託を行っているということでございます。

### (五十嵐副会長)

しかも浦臼だけですね。

#### (井上会長)

その他どうでしょうか。

# (宮田委員)

ありがとうございます。

5ページの道路・河川に関わる権限移譲です。この提案者の文脈からすると、道路と河川の管理の権限を一元するべきというのは、イベントや何かを行う場合のことですとか、河川のボランティア活動でみんなできれいに草取りをしようといったときに、これが道だったり国だったりするので、この場合に一元的な管理をしてくれたらいいのではないかというところからきている提案なので、僕は今進めている道と国と市町村の道路とか河川の管理というのは今でも審議をされている問題ですからこれはこれでいいと思うのです。ここで汲み取れるものというのは、どちらかというとイベントのスタンスからきていますよね。市民活動としてイベントで、たとえば僕たちもよくやりますけれども、ここは道道だとか、ここの部分は国道にかかっているので国の許可を取る。そういったときに本当に困るのですけれども、これは窓口の問題なので、この文脈では権限移譲の話ではないように思うのです。

草取りをしたいのだけれども、ここからは国の管理だから国にいってくれといわれて、 たぶん開発建設部の道路事務所に行くのでしょう。それは市町村に行ってもだめなので、 僕は、別にこういったことの視点からいっときにこれが一括管理の特区というようなこと なのかどうかというのは読み取れないというのがひとつです。

それから 6 ページのコンビニのものについては、このような費用対効果でどこかのコンビニがちゃんとやってくれてこれが寄付としてあるのであれば全国にいる、これはコンビニでなくても郵便局でも同じだと思うのですけれども、郵便局では受け付けていないのですか。

この寄付というのは、具体的にどこで道外の人が受付けられるようになっているのかというと、金融機関ですね。郵便局も大丈夫ですか。もう既に結構なところで受付けてくれているのかなと思うのですが。

手数料とそれで拡大できるのかどうかというのは、この人はたぶんコンビニの人なのかもしれないなというふうにプロファイリングではなっていますけれども。

要するにコンビニ業務のひとつに、これをやれればみんな便利なのかなというアイディアが出たのかなという感じがします。これについては、既にもうできているのでどうなのかなというところは若干あります。

### (井上会長)

竹田委員、どうぞ。

#### (竹田委員)

単純なことですけれども、手数料云々については請求書が来ているから、それをコンビニに持って行って払えばいいので、寄付金はどうやってやるのかなという問題がありました。

### (河西委員)

ふるさと納税をしたことがあるのでお話しします。

その自治体にふるさと納税をしたいというような旨を伝えると、向こうから振込用紙というのが送られてきて、それを持って金融機関から振り込むということです。

コンビニを使うか使わないかというのは、今宮田委員がおっしゃったように、既に金融機関で振り込めるのだから、そこにコンビニが加わっても全く問題ないし、今後の展開としてはインターネット上でクレジットカード決済ですとかそのようなところで本当に気軽に自分のふるさとに寄付ができる。そのような仕組みもおもしろいなと思うのです。

# (井上会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

#### (五十嵐副会長)

道路の件ですけれども、この件は道路の管理だけに拘るとそこだけの問題になってしまうかもしれません。先程出た12ページの国の事務管理と密接に関連していて、財源とか人材の話がつかないとなかなか、ここだけ切り取ってもってくるというようなことは難しいのかなと思います。今回は、280番と一緒で、一緒ではないのですけれども、それとの絡みで、次回には難しいのかなというふうに思いました。

以上です。

#### (井上会長)

ありがとうございました。

ちょっと私見も交えながらとりまとめということで、もし異論があればお出しいただきたいと思います。

みなさん方の意見を十分に取り込む姿勢でまとめたいのですが、まず先程のブロック 2 で説明があった 272 というのは、これは次回の冒頭にという、一番最初にみなさん方の意 見を聞きながら即断即決をできればしたいということ。

273 については、様々な意見が出て、提案をどのように解釈するかというところもありましたけれども、基本的にはこの委員会では整理箱といいますか、本棚に返すということ。これは理由があって、道路と河川という 2 つの種類があるわけです。道路に関しては、私ども第 3 回道州制特区提案で上げているものに対して地方分権改革推進要綱に基づき検討し、いわゆる北海道だけではなく全国に措置をしますという回答を得ました。これはそれなりに成果があったというふうに思うのです。

これらを受けて今度は、最近の動きということで中程に書いてありますが、国は本年夏にとりまとめる予定の地域主権戦略大綱(仮称)及び地域主権一括法案(第2次)において市町村が都道府県道の管理を行うことができるよう法改正を行う予定というふうになっておりますので、まず第1段階は、ここを待つのかなというような意味です。

河川のほうについては、これは事務局からの説明も、若干曖昧というのは失礼がありますけれども、要は様々なかたちで、新聞にもこの 1 週間の中で出ていたと思うのですが、市町村に意見を振ったところによるとあまり今の段階でもらいたくないというようなことがありましたし、事務局のほうもどれぐらい町村レベルでニーズがあるのかということもありましたので、これはそういうこともふまえて本棚に入れたらどうかということ。

同じように12ページのところ、開発局をどうするかというのが道州制特区提案検討委員会の仕事だろうというふうにいわれた国会議員の方がおられて私は唖然としたのです。要するにこれはここで検討するか、しないかというようなことは、是非はともかくとして、様々な特区提案を積み重ねていく中で具体的に出先の機関をどうするのかということは、道は道レベルで考えていけばいいわけです。これはこの委員会の案としても最後のところ、それ以前の段階で国がどういった国をつくるのかというようなところのビジョンが出てこ

ないとなかなか北海道だけに押し付けられてもというような感じもしないわけではない。

いずれにしても事実関係等の整理というところで書いてありますけれども、新政権において設置された地域主権戦略会議で示されたということで、この行程表の中で国の出先機関の改革について本年夏までに基本的考え方をとりまとめるということでありますので、ここの部分をきちんと理解した上でというふうにしたほうがいいのではないか。したがって結論は本棚にということです。

6ページの274につきましては、様々な意見が出ました。実際にいろいろなことがやられているということで、その入金する場所をコンビニまで広げるかどうかというところがここのポイントだと思います。コストアンドフェレビーというような話というのは、これはどうでもいいというわけではないけれども、そこの部分を負うのは、それでも利益があると思えばコンビニが手を挙げるということになるわけで、ここではそれを可能にするシステムというのをつくるということで、特段反対がなく、そして前向きの意見が2つほどありましたので、これは前に向かって答申にとりまとめていく方向で今後の議論を進めていくということにしたいと思います。

以上のようでよろしいでしょうか。

### (宮田委員)

最後のコンビニの件です。

最後に河西先生がおっしゃったネットでもやれるようにするという、つまり寄付金の収納を地方自治体が、私人が寄付金を入れるとすれば、たとえばコンビニだけではなくてネットでも寄付金として各自治体にふるさと納税として納税しますと。たとえば、ふるさと納税というのは、たぶん納税するときに用途について書く欄があってチェックを入れるようになっているはずなのです。できればこういうことに使ってくださいという要望がある。そうすると NPO の関係で、その自治体でよい活動をしている NPO にチェックを入れて、要するにこういう観光活動などというところに行くと、市のほうとしては優先的にその自治体に集まった寄付金を、特定分野の活動をしている NPO に振っていくことができるようなかたちというのは、お金が集められるということになるわけですよね。

だからそのようなことも考えて、つまりコンビニという、寄付金の項目を地方自治体の 政令の施行令の中に入れることによって、それの収納については、もちろんコンビニも増 えるけれども、要するにネットでの収納もあってやれると、先生がおっしゃったようにす ごく北海道にとっては、ふるさと納税だけではなくて本当はいろいろな意味でよい活動を している団体に対して全国から、北海道の場合ネットで寄付が集められて、その人につい ては、道は控除されるとありがたい。そのようなことも含めて考えられたらとてもいいの ではないかと思います。

#### (井上会長)

他にいかがでしょうか。

その点も詰めていく中で考えるということにさせていただきたいと思います。

コンビニ納税とインターネット納税というのは、いろいろな部分で違うのではないかというふうには思わないわけではないけれども、ここでそれを議論していても先に行きませんので、次回にとりつける段階で今の宮田委員のご提案も十分に斟酌しながら詰めていくということにしたいというふうに思います。

そういうことでご理解を賜りたいと思います。

これだと 12 件までいかないですね。あとゴールデンウィーク特区、これは個別に 1 本いきましょう。

#### (事務局)

わかりました。

11ページをご覧ください。279番、ゴールデンウィーク特区の提案でございます。

この提案の概要でございます。本州に比べてさわやかに過ごせる 6 月に大型連休を設定いたしまして各種のお祭り、イベントなどに参加しやすくするという提案でございます。

国の祝日につきましては、国の祝日に関する法律により定められてございます。

事実関係の整理の欄でございますが、過去の類似提案といたしまして北海道については、 秋に連休を設定できるようにして法律をそのように改正をして条例で祝日を定めるように するという庁内提案がございます。

その際に提案委員会から広く道民の意見を聞く必要があるとのご意見をいただいたことから、20年9月に道民意識調査の中でアンケートを行ってございます。調査結果でございますが、そこにございますが、新たな大型連休の設定に賛成というのが35.3%。反対という方々は36.6%ということで、ほぼ拮抗いたしました。

この結果をふまえまして本委員会では、この提案については当面本棚にしまうこととしたところでございます。

国のほうの動きでございますが、現在国においては観光立国推進本部において休暇分散 化ワーキングチームを設置いたしまして休暇分散化について検討を進めてございます。本 年3月のワーキングの会合では、休日としては5月と10月に全国5ブロックに分けてゴー ルデンウィークの分散、それと秋の大型連休の創設というパターンの思案を示しておりま す。

これに対してワーキングチームの出席者からは、円滑な導入のためには十分な準備期間の確保、それと実証実験を実施すべきだという意見が出されてございます。

国は、全国 8 ヵ所のモデル地域で学校の休業日の設定、それと企業の有給休暇の取得促進といったことの取り組みで大人・子どもの休みのマッチングを行いまして効果と課題、そういったものを検討することとしてございます。早い地域では4月30日から始まる地域もございます。

実現するために考えられる手法でございます。国民の祝日に関する法律を改正する。北 海道については、条例で祝日を別の日に動かすことができるようにするということでござ います。

メリットについては、季節のよいときに連休を設置いたしますので道民の道内観光を促進する。それとともに観光業の活性化が図られる。消費の拡大にも通じるということでございます。

デメリットとしては、道内と道外で祝日が異なりますことによる経済活動・道民生活への影響が懸念されるということでございます。

いずれにいたしましても今回の提案を受けて、改めて検討を行う場合には再度広く道民の声を聞く必要があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

# (井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局から説明をしてもらいましたゴールデンウィーク特区の件に関しまして先生方のご意見等を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。そもそも事務局に確認なのですが、先程の資料の中に書いてありますけれども、国で休暇分散化ワーキングチームをつくって近々これを国から提案するというかたちになっているわけですが、これが要するにたとえば北海道を通ったり、北海道はこの日をどうかというようなかたちで国でゆくゆくは法制化されるわけですね。その部分と北海道がここの特区提案で出てくる。これでもうひとつ別な休みがあるわけではないと思うので、そこのところの兼ね合いというのはどういうふうに考えればいいのでしょうかね。

つまり、今ここで私たちが先を急いで議論を詰める必要というのは、意味があるのかどうか。つまりもう5月、6月近々に出てくるということであれば、それを待ってどのようなかたちになるのか。そしてあり方によっては、これを我われは変えることができるのか、新たにつくるのかというようなところの議論は、その段階でやったほうがいいのではないですか。

#### (事務局)

確かにワーキンググループでいろいろ検討を進めております。先程お話ししましたように全国 8 ヵ所に手を挙げてもらったモデル地域で学校の休みの日を新たに設定してもらうとか、そういった取り組みをやって効果や課題、こういったものを検証し始めるところでございます。法律が改正されるのはそう簡単に今年中にですとかそのような動きにはなってこないのかなという気はしておりますので、国の動きをもう少し見る必要はあるのではないかと思ってはございます。

# (井上会長)

いかがしましょうか。今のこの案件279についての取扱い方です。

# (竹田委員)

国の動きを見ていていいのではないですか。

#### (井上会長)

よろしいですか。

では、これは国の動きを見てということで、当面これは審議保留ということにさせていただきたいというふうに思います。

次の1件いきましょう。281番ポストバス。これは少し新たな案件ということになりますが、事務局お願いいたします。

#### (事務局)

13ページでございます。281番・ポストバスの提案でございます。

提案の概要でございます。郵便輸送や宅配便、コンビニのトラックなど、貨物と旅客の 混載を認めまして過疎地の足を確保するという内容でございます。

スイスやイギリスでは昔からポストバスの運行が行われているということでございます。 日本の法律ではどうかと申しますと、道路運送法では有償で旅客の運送を行う場合は、国 土交通大臣から一般旅客自動車運送業の許可を受けなければならない。貨物自動車運送事 業は、貨物自動車運送事業法に基づきまして国交大臣の許可を受けなければならない。

ただ、許可を受けた場合におきましても法律の規定によりまして有償で旅客を運送して はならないとされておりますので、自動車運送事業では有償での貨物と旅客の混合輸送と いうのは認められていないということでございます。

ただし、乗り合いバスにつきましては、旅客の運送に付随をしまして少量の郵便物です とか新聞紙などを運搬することは法律で認められているところでございます。

郵便物の輸送につきましては、郵便事業株式会社が自ら行う他、郵便物運送委託法というものがございましてその規定により貨物自動車運送事業者ですとか鉄道事業者に輸送を 委託することができます。ただ、専ら郵便物の運送等に使用している車輌に郵便取扱員以 外のものを乗せてはならないというふうになってございます。

実現するために考えられる手法でございますが、道路運送法を改正し、一定の要件のもとに貨物自動車を使用しての有償旅客輸送を可能にすること。それから郵便物の運送委託法を改正いたしまして、一定の要件のもとに郵便自動車を使用しての有償旅客輸送を可能とすることなどとしてございます。

メリットでございますが、過疎地域など公共交通空白地域ですとかバス事業の不採算路線における地域の足の確保が可能となる。

デメリットでございますが、旅客輸送を目的としない車輌で旅客を運送することになりますので、利用する旅客の安全確保が十分になされるかどうか。利用者に事故やトラブルが発生する恐れもある。それに加えまして、旅客の安全の確保を図るために安全に輸送できる新しい車輌の導入・改良というものが必要となってくるのではないかというふうに思ってございます。

以上でございます。

### (井上会長)

ありがとうございます。

ご提案の主旨はおわかりいただいたというふうに思いますけれども、これらについてご 意見等があれば賜りたいというふうに思います。いかがでしょうか。

# (河西委員)

ありがとうございます。

すみません、1点質問があります。こちらに書かれている提案というのは、いわゆる貨物 等を運ぶそのような自動車にお金を取ってお客さんを乗せるということを想定されている のでしょうか。逆というのは想定されていないのでしょうか。

具体的には、たとえば公共交通機関であるバスにこういったいろいろな物を乗せて運ぶ。 たとえば運輸業者の委託を受けて運ぶ。そういうことは想定されていないのでしょうか。

#### (井上会長)

事務局お願いいたします。

### (事務局)

提案の概要でございますが、まさしく貨物、郵便ですとか宅配便、そういった貨物自動車に人を乗せる。イメージとしましては、助手席とイメージしますと 1 人か 2 人ぐらいしか乗せられないようなイメージになります。

資料3の83ページにイギリスのポストバスの車の写真が載ってございます。イギリスにおきましてもこういうかたちで郵便集配車の中に、スペースで高齢者ですとか障害者の方を乗せて通学等において運行しているというものでございます。なかなか日本の郵便集配車は、こういうかたちにはなっておりませんのでイメージがあまり湧かないと思いますが、やはり貨物に人間を乗せていくということでございます。

#### (井上会長)

その他いかがですか。

### (湯浅委員)

私も最初トラックにというふうに思っていたのですけれども、この映像を見てちょっと イメージが湧いてきたのですが。過疎地域に住む北海道の住民というのは非常に多くなっ ていくし、これから高齢化も進むし、いろいろな意味で本当にこういうものが多様に動き 出すと、大型バスを運行するのはどんどん町でもなくなっていくのですけれども、いろい ろな利用法が出てくると思うのです。

そして郵便局ですとかそういう宅配などをやっている方たちが逆に人も乗せるということになると、今のような多角型ではなくて、もう少し地域に配慮した、地域と一緒に取り組むような活動に広がるような気がして聞いていたのです。

ですから、できればいろいろな条件を整えていく必要があるとは思うのですけれども、 こういうポストバスのような考え方は、これからの北海道の地域にとっては必要なのでは ないかというふうに思っておりました。

#### (井上会長)

ありがとうございます。

### (五十嵐副会長)

ちょっと情報収集をしておいてもらいたいのですが、数年前に栗山町でこれをやろうとしていたことがあって、ただ実現していないところを見ると何らかの、こういうことができないという規制があったと思うのです。そのときにニーズ調査もされていたのではないかと思うのです。栗山町で札大の千葉先生が主導でされていましたので、ちょっと私も聞いてみてもいいのですけれども、しようと思ったというところがありましたので、ちょっと聞いていただければと思います。

### (事務局)

調べてみたいと思います。

# (井上会長)

他によろしいでしょうか。

では、もう時間になりましたので、今のポストバスの案件は、次回の冒頭に先生方のご意見を聞いて、時間をとらないで結論を導きたい。

審議を進めていくのか本棚に置くかということ。それに続いてこの件から始めたいというふうに思います。

今話がありましたように、関連する過去の事例、そして日本郵政とか、あるいは関係する業者がいましたら、そのあたりのヒアリングもしておいていただければありがたいというふうに思います。

全体のとりまとめというものの時間がありませんので、これで私の分は終わります。事 務局にマイクをお返しします。

次回の委員会についてということなのですが、これは今とりまとめたような方向である ので、日程の調整等々につきましては先生方のご協力をいただきたいということですよね。

#### (事務局)

次回の委員会は、さらに審議を進めていくことになります。今回さらに審議を進めて出 された案件を加えましていろいろご審議いただきたいと考えております。

先程井上会長からお話もありましたけれども、日本郵便ですとか、先程ご指摘いただきました栗山町へのヒアリングですとか、いろいろ整理をいたしまして次回の委員会でご報告したいと思います。

具体的な日程につきましては、準備等が整いしだい別途メールで調整をさせていただき たいと思いますのでよろしくお願いいたします。

### (多田副知事)

お礼ということも含めて一言申し上げます。本日は、2 時間に亘って大変濃密なご議論を ありがとうございました。

私も途中で口を挟む立場ではないわけですけれども、あまり時間をかけても申し訳ない ので今日は聞いておりました。

いくつか見ていまして具体的に何が主張になっているのかとか、どういうことを提案者がしたいのかというのを、本当はどうなのだということのご指摘があったと思いますが、 もう少し掘った上で資料をつくっていく必要があるかと思いました。

それから何度か会長からもお話がありましたが、地域主権の国の動きも結構ございますし、昨年度と比べますと政権も変わったということもあり、いろいろなことがいろいろな変化をしてくるのではないかと思ってございます。そういう意味合いで会長ともよく相談させていただいて、そういう進度調整、状況によっては後ろとか前に、いろいろなことが今年は変化球としてありうるかと思ってございますので、そのあたり会長・副会長とよくよくご相談をさせていただきながら進めたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

### (井上会長)

最後に副知事のほうからお話がありましたけれども、今日は時間を割いていただいて、 実は12時5分前に終わる予定でおりましたが、過ぎてしまいましたけれども、ご参加いた だきましてありがとうございました。また今後ともご指導方よろしくお願いしたいと思い ます。 みなさん方の意見を最後に聞く時間がなかったのですが、これにて閉会ということにさせていただきたいと思います。

本当にご苦労様でした。